

健指第2111号

令和4年11月11日

東京出入国在留管理局長 様

千葉県健康福祉部長



「千葉県留学生受入プログラム」参加留学生に係る在留資格の認定について

本県行政につきましては、日ごろ格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、喫緊の課題である介護人材の確保対策を進めるため、令和元年度から、千葉県内の介護施設で就労を目指すベトナム人留学生を支援する「千葉県留学生受入プログラム」を実施しております。

本事業は、留学生が県内の日本語学校及び介護福祉士養成施設での学習を経て在留資格「介護」を取得し、県内の介護施設に就労するまでを本県が継続的・一貫的に支援するものであり、具体的には、県と介護施設が連携して学費・居住費の助成を行うこと、介護施設と日本語学校、介護福祉士養成施設が連携して留学生の住居・生活面等の支援を行うことなどを内容としています。

さらに、本県では、令和元年7月に新設した「千葉県外国人介護人材支援センター」にベトナム人の相談員を配置し、留学生と定期的に面談を行って仕事や生活上の悩みへの相談支援を行うなど、留学生がドロップアウトすることなく安心して学習し、就労できるような包括的な支援体制を整備しております。

本事業はまた、令和元年3月に知事がベトナムを訪問してフック首相と面談の上、同国政府との間で締結した覚書に基づき実施するものであり、本県としては、同国との信頼関係を維持するためにも、万全の態勢で留学生の支援を行ってまいります。

今年度、本プログラムに参加予定の留学生候補者は、別紙記載のとおりとなりますので、本事業の趣旨・内容を御理解いただき、在留資格の認定について、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。